

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年7月25日 金曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (給与局)
荻野局長、植村次長、森谷給与第一課長、
井手給与第三課長、小林参事官
(職員福祉局)
住吉職員団体審議官

議 題

諸手当の取扱い

議事の概要

- 議題「諸手当の取扱い」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で了承された。

諸手当の取扱い
(令和7年7月25日院議説明概要)

1 本府省業務調整手当の取扱い

- 本府省の業務の特殊性・困難性が一層高まっていることから、本府省職員の職務の難易度や責任の重さを更に給与に反映させ、また、本府省の課長補佐級から室長級に昇任した際に年収が下がる問題へ対応するため、当面の措置として、本府省業務調整手当の見直しを行うこととしたい。
- 本府省の指定職職員や課室長級の職員を支給対象に加え、課長補佐級に適用される最上位の級である行政職俸給表行(一)7級と同額を支給することとし、併せて、課長補佐級以下の手当額の引上げを行うこととしたい。
- これらの見直しは、令和7年4月から適用することとしたい。

2 最低賃金を下回らない月例給与水準を確保するための対応

- 現時点では月例給与水準が最低賃金を下回る職員はいないが、近年、最低賃金の上昇が続いている中、将来的にそのような職員が生ずる可能性もある。国家公務員は最低賃金法の適用除外であるものの、人材確保の観点からも速やかに対応できるよう、あらかじめ所要の措置を講じることとしたい。
- 具体的には、俸給月額とこれに対する地域手当の合計額を時給換算した額が、地域別最低賃金に達しない場合、その差額を補填するための手当を支給する仕組みを措置することとし、令和8年4月から施行することとしたい。

3 通勤手当の取扱い

- 民間における支給状況の調査結果を踏まえ、自動車等利用者に対する手当に関し距離段階別に定めている手当額に長距離の区分を新設するとともに、駐車場等の経費の負担軽減を図るための手当の新設を行うこととし、令和8年4月から施行することとしたい。
- また、通勤手当は暦月ごとに支給する仕組みであるため、月の途中に採用された職員や異動した職員には初月の通勤費用の自己負担が生じているが、制度を見直し、月の途中からであっても手当を支給できる仕組みに改めることとし、システム対応の準備期間も考慮して令和8年10月から施行することとしたい。

4 特地勤務手当等の取扱い

- 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当は、著しく不便な地にある官署(特地官署等)で勤務する職員に支給するものであるが、本年、特地官署等の指定の見直しを行う予定であることを踏まえ、転勤に対する金銭的インセンティブ向上施策の一環として、先行して制度の見直しを行うこととしたい。

- 特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当、特地勤務手当と地域手当はそれぞれ併給調整の仕組みがあるが、これらを廃止し、それぞれの手当を併給できるようにし、また、特地官署等への新規採用者についても、特地勤務手当に準ずる手当が支給できるよう見直すこととしたい。さらに、事務効率化の観点から特地勤務手当等の算出方法を簡素なものに改めることとし、これらの見直しについては、令和7年4月から適用することとしたい。
- また、官署指定の見直し期間を5年とする規定について、より適時適切に見直しが行えるよう廃止することとしたい。この見直し及び特地官署の指定の見直しについては、令和8年4月から施行することとしたい。

5 期末・勤勉手当の取扱い

- 現行制度では、官民人事交流法により交流採用された職員や一般社団法人等で研究休職していた職員については、交流採用前の民間企業に雇用されていた期間や研究に従事していた期間が、期末・勤勉手当における在職期間等に通算されないため、交流採用の支障や研究休職から復職した職員の不利益が生じている。
- このため、これらの期間の通算できることとするよう制度の見直しを行い、処遇の改善を図ることとしたい。これらの見直しについては、令和8年4月から施行することとしたい。

以 上